

# 盛岡市感染症予防計画の概要

## 1 要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号。以下「法」という。）の改正（令和 4 年法律第96号）に伴い、保健所設置市においても、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の策定が義務付けられたので、次により、市予防計画を策定する。

## 2 目的

新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」を策定し、平時から関係者の役割分担や準備を着実に進め、次の感染症危機に備えることを目的とする。

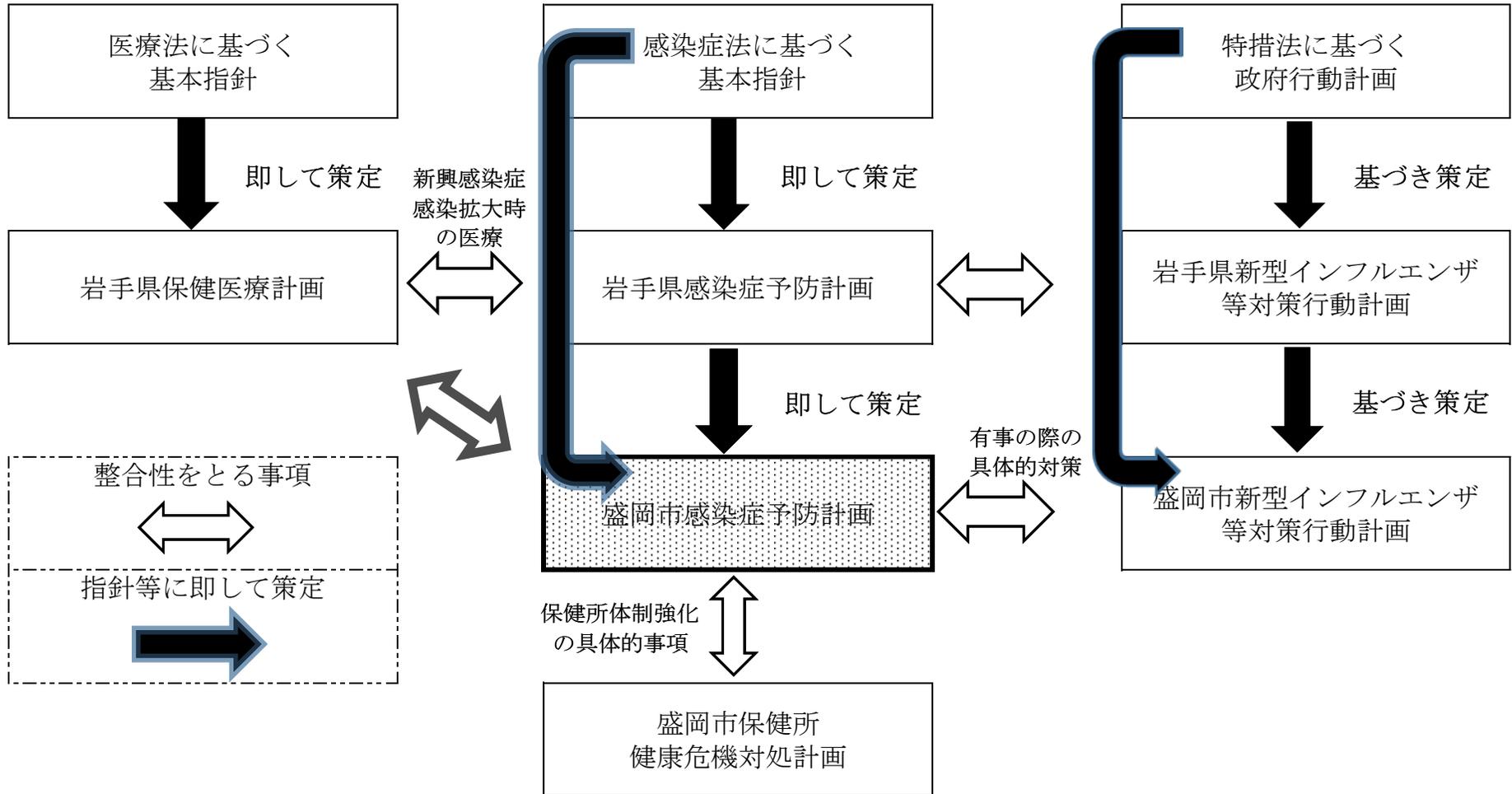
## 3 予防計画策定に当たっての留意事項

策定に当たって次のことに留意することとする。

- (1) 市予防計画は、県予防計画に即して策定する。【法】
- (2) 県予防計画は、県が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関する施策を総合的に推進するために設置した岩手県感染症連携協議会（以下「連携協議会」という。）で協議、策定し、市予防計画においても連携協議会で協議し、その内容を踏まえ策定する。【法】
- (3) 市は、岩手県保健医療計画で設定した盛岡保健医療圏域に属し、岩手県県央保健所とともに一体の区域として対応する必要があることから、県保健医療計画と整合性を図り策定する。【法】
- (4) 県予防計画の策定に際し、連携協議会、感染症対策部会及び医療体制部会に市保健所長が構成員として議論に参画し、市の意見も取り込まれている。【県要綱】
- (5) 地域保健法及びその他関係法令等と整合性を図り策定する。【法及び手引き】

※ 県予防計画は、法第10条第1項に基づき策定するものであり、盛岡市を含めた県全体の地域における施策の実施に関する計画である。県予防計画を策定に際し、連携協議会で議論するほか、関係団体からの意見聴取及びパブリックコメント等を経て策定するものである。

### 3 予防計画策定に当たっての留意事項



## 4 岩手県感染症連携協議会における協議経過

法改正により、令和5年度に県で設置した岩手県感染症連携協議会において、県予防計画と市予防計画と一体となって進めるため、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための諸施策の推進に関することなどを協議する。なお、次の専門部会を置く。

### (1) 岩手県感染症対策部会

感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関することなどを協議する。

### (2) 岩手県感染症医療体制部会

感染症に係る医療を提供する体制の確保に関することなどを協議する。

# 「盛岡市感染症予防計画」の概要

## 4 岩手県感染症連携協議会における協議経過

区分	内容	日付	会議名
骨子案	策定の手続きに関する説明	令和5年6月19日	第1回連携協議会
		令和5年6月19日	第1回医療体制部会
		個別説明	感染症対策部会
	計画指標に対する意見照会	令和5年8月9日 ～8月23日	医療体制部会 感染症対策部会
素案	計画指標の確認	令和5年9月26日	第2回医療体制部会
		令和5年10月3日	第1回感染症対策部会
	計画に対する意見照会	令和5年10月16日 10月27日	医療体制部会 感染症対策部会
中間案	計画の確認	令和5年11月15日	第3回医療体制部会
		令和5年11月15日	第2回感染症対策部会
	計画の確認	令和5年11月22日	第2回連携協議会
最終案	計画の関係団体への意見照会及びパブリックコメント	令和5年12月25日 ～令和6年1月31日	関係団体については個別照会 パブリックコメント 意見9件
	計画（最終案）の協議	令和6年3月11日	第4回医療体制部会 第3回感染症対策部会 第3回連携協議会

# 「盛岡市感染症予防計画」の概要

## 5 計画の概要

岩手県感染症予防計画（改定案）	盛岡市感染症予防計画	法による 必須区分
第1部 総論編	第1部 総論編	
第1章 総則	第1章 総則	
第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	○
第1 感染症の発生予防対策	第1 感染症の発生予防対策	○
第2 感染症のまん延防止のための施策	第2 感染症のまん延防止のための施策	○
第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	○
第3章 感染症に係る医療提供体制	第3章 感染症に係る医療提供体制	○
第1 感染症に係る医療を提供する体制の確保	第1 感染症に係る医療を提供する体制の確保	
第2 感染症の患者の移送のための体制の確保	第2 感染症の患者の移送のための体制の確保	○
第3 宿泊施設の確保	第3 宿泊施設の確保	
第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	○
第5 感染症対策物資等の確保	第5 感染症対策物資等の確保	
第4章 総合調整又は指示の方針		
第5章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	○
第6章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進	第5章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進	
第7章 感染症に関する人材の養成と確保	第6章 感染症に関する人材の養成と確保	○
第8章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	第7章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	○
第9章 感染症に関する予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重	第8章 感染症に関する予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重	
第10章 特定病原体等を適正に取扱う体制の確保		
第11章 その他の感染症の予防の推進	第9章 その他の感染症の予防の推進	

# 「盛岡市感染症予防計画」の概要

## 5 計画の概要

岩手県感染症予防計画（改定案）	盛岡市感染症予防計画	法による 必須区分
第2部 新興感染症対応編	第2部 新興感染症対応編	
第1章 新興感染症に係る対応	第1章 新興感染症に係る対応	
【新型コロナウイルス感染症の経過】	【新型コロナウイルス感染症の経過】	
① 入院病床体制（指標No. 1）		
② 発熱外来体制（指標No. 2）		
③ 自宅療養者への医療の提供体制（指標No. 3）		
④ 後方支援体制（指標No. 4）		
⑤ 医療人材の派遣（指標No. 5）		
⑥ 個人防護具の備蓄（指標No. 6）		
⑦ 入院等搬送調整及び患者の移送（指標なし）		
⑧ 検査体制の整備（指標No. 8）	第1 検査体制の整備	○
⑨ 宿泊施設の確保（指標No. 9）		
⑩ 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練（指標No. 10）	第2 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練	○
⑪ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保（指標No. 11）	第3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保	○

# 「盛岡市感染症予防計画」の概要

## 5 計画の概要

岩手県感染症予防計画（改定案）	盛岡市感染症予防計画	法による 必須区分
第2章 計画の指標	第2章 計画の指標	
① 入院病床体制（指標No.1）		
② 発熱外来体制（指標No.2）		
③ 自宅療養者への医療の提供体制（指標No.3）		
④ 後方支援体制（指標No.4）		
⑤ 医療人材の派遣（指標No.5）		
⑥ 個人防護具の備蓄（指標No.6）		
⑦ 検査体制の整備（指標No.8）	第1 検査体制の整備	○
⑧ 宿泊施設の確保（指標No.9）		
⑨ 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練（指標No.10）	第2 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練	○
⑩ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保（指標No.11）	第3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保	○

## 5 計画の概要

### 第1部 総論(県計画：第1部)

感染症への対応に対する全般的な考え方を記載。

#### 第1章 総則(県計画：第1章)

計画の目的、感染症対策の推進の基本的な方針等を記載。

#### 第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策(県計画：第2章)

感染症の発生予防対策、感染症発生動向調査等を記載。

#### 第3章 感染症に係る医療提供体制(県計画：第3章)

感染症に係る医療を提供する体制の確保(基本的な考え方)、感染症の患者の移送のための体制の確保の方策等を記載。

※感染症指定医療機関の確保等については、市予防計画には記載を行わないが、県計画に即して対応する。

#### 第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互の連絡体制の確保を含む。)に関する事項(県計画：第5章)

緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策、緊急連絡体制の確保等を記載。

## 5 計画の概要

- 第5章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究の推進(県計画：第6章)  
情報収集、調査研究の推進、関係機関及び団体との連携等を記載。
- 第6章 感染症に関する人材の養成及び資質の向上(県計画：第7章)  
感染症に関する人材の養成及び資質の向上等を記載。
- 第7章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保(県計画：第8章)  
保健所の体制整備、応援派遣等を記載。
- 第8章 感染症に関する予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重(県計画：第9章)  
予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策等を記載。
- 第9章 その他の感染症の予防の推進(県計画：第11章)  
施設内感染の予防、災害防疫等を記載。

## 5 計画の概要

### 第2部 新興感染症対応編（県計画：第2部）

新型コロナウイルス感染症の振り返り、指標等を記載。

### 第1章 新興感染症に係る対応（県計画：第1章）

新型コロナウイルス感染症の振り返りを記載

#### 第1 検査体制の整備（県計画：第8）

【課題】 新興感染症の流行初期以降、民間検査機関等や医療機関での検査が中心となっていくことが想定されることから、行政検査に協力可能な機関について、あらかじめ協議しておく必要がある。

【取組】 県と連携し、民間検査機関等が、検査需要拡大時（流行初期以降6か月）の検査の実施に係る協定を締結する。

#### 第2 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練（県計画：第10）

【課題】 感染症の知識を習得した職員を継続して育成し、感染症対応職員を有効に活用する必要がある。

【取組】 市は県と連携し、医療機関に対して感染症対応に係る研修への参加や訓練の実施を働きかけ、医療機関などの職員の研修・訓練の参加機会の拡大に努めるほか、毎年、保健所等の職員、地域の医療機関及び高齢者施設等の関係者向けの研修・訓練を開催する。

### 5 計画の概要

第3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保(県計画：第11)

【課題】 新興感染症の発生に備え、保健所の応援体制を確保・維持する。また、IHEAT要員を十分に確保し、年1回以上実践的な訓練等の研修を受講させることが求められている。

【取組】 市は、新興感染症の発生に備え、応援体制の確保・維持に取り組むとともに、全庁的な応援体制の整備を進める。また、IHEAT要員を確保するため周知に努めるとともに、年1回は研修を受講できるよう体制を整備する。

第2章 計画の指標(県計画：第2章)

市計画に盛り込む項目は、次の3項目であり、指標設定に当たっては、県計画において設定した指標に即して設定を行う。

第1 検査体制の整備(県指標：第8)

第2 医療従事者や保健所職員の研修・訓練(県指標：第10)

第3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保(県指標：第11)

## 「第2部 新興感染症対応編・指標」の概要

### 第1 検査体制の整備(県計画：第8)

項目	コロナ対応時	目標値
流行初期	60件/1日	60件/1日
(うち環保研)	60件/1日	60件/1日
(うち医療機関等)	0件/1日	0件/1日
流行初期以降	1,200件/1日	1,200件/1日
(うち環保研)	60件/1日	60件/1日
(うち医療機関等)	1,140件/1日	1,140件/1日

考え方：県計画において設定した目標値を人口比（1/4）で算出したもの。

【参考：県計画】新型コロナウイルス感染症患者が最も多かった、令和4年12時点の検査体制であって、継続して実施可能な最大限の検査体制。

項目	コロナ対応時	目標値
環保研のPCR検査機器数	5台	5台
流行初期	240件/1日	240件/1日
(うち環保研)	240件/1日	240件/1日
(うち医療機関等)	0件/1日	0件/1日
流行初期以降	4,802件/1日	4,802件/1日
(うち環保研)	240件/1日	240件/1日
(うち医療機関等)	4,562件/1日	4,562件/1日

## 「第2部 新興感染症対応編・指標」の概要

### 第2 医療従事者や保健所職員の研修・訓練(県計画：第10)

項目	コロナ対応時	目標値
保健所による研修	6回	3回 保健所等職員向け2回 高齢者施設等向け1回
県等による研修	3回	3回
国立研究所等による研修	3回	3回

考え方：県計画と同じ

【参考：県計画】新型コロナウイルス感染症対応時から研修等を実施しており、引き続き、必要な研修等を開催して行く。

項目	コロナ対応時	目標値
実施又は職員を参加させる機関数	353機関	協定締結医療機関数
参考・医療機関数(協定締結)	480機関 (R5.7外来対応)	協定締結医療機関数
達成率	73.5%	100%
保健所による研修	6回	保健所等職員向け2回 高齢者施設等向け1回
県等による研修	3回	3回
国立感染症研究所等による研修	3回	3回

第3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保(県計画：第11)

(1) 保健所の感染症対応業務を行う人員確保

項目	コロナ対応時	目標値
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数(合計)	60人	60人

考え方：県計画と同じ

【参考：県計画】

急速な感染拡大を想定し、オミクロン株が流行した令和4年1月時点に対応可能だった保健所の人員体制。

項目	コロナ対応時	目標値
人員確保数(合計)	251人	251人
県央保健所	26人	26人
中部保健所	30人	30人
奥州保健所	20人	20人
一関保健所	25人	25人
大船渡保健所	19人	19人
宮古保健所	23人	23人
釜石保健所	18人	18人
久慈保健所	14人	14人
二戸保健所	16人	16人
盛岡市保健所	60人	60人

## 「第2部 新興感染症対応編・指標」の概要

### 第3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保(県計画：第11)

#### (2) IHEAT要員の確保

項目	コロナ対応時	目標値
IHEAT登録者	23人	23人
IHEAT要員の研修受講者数	17人	23人

考え方：県計画と同じ

#### 【参考：県計画】

急速な感染拡大を想定し、オミクロン株が流行した令和4年1月時点に対応可能だったIHEATの確保数。

項目	コロナ対応時	目標値
IHEAT登録者計	40人	52人
県央保健所	8人	8人
中部保健所	2人	3人
奥州保健所	5人	5人
一関保健所	2人	3人
大船渡保健所	0人	2人
宮古保健所	0人	2人
釜石保健所	0人	2人
久慈保健所	0人	2人
二戸保健所	0人	2人
盛岡市保健所	23人	23人
項目	コロナ対応時	目標値
IHEAT要員研修受講者計	23人	52人
盛岡市保健所	17人	23人
県保健所	11人	29人

## 「第2部 新興感染症対応編・指標」の概要

次の内容については、県計画に市数値を含んだ事項により、市で単独での設定は行わないもの、県の指標に基づき行動を行う。以下、参考に県計画における指標を記載。

### ア 入院病床の確保(県計画：第1)

項目	コロナ対応時	目標値
流行初期 発生の公表～3か月	—	98床
流行初期以降 公表後6か月まで	460床	460床

【流行初期】 令和2年冬の最大入院患者数(院内クラスターを含む)

【流行初期以降】 コロナ対応で確保した最大規模数

### イ 発熱外来の設置(県計画：第2)

項目	コロナ対応時	目標値
流行初期 発生の公表～3か月	—	72床
流行初期以降 公表後6か月まで	429床	429床

【流行初期】 令和2年冬の診療・検査医療機関数

【流行初期以降】 コロナ対応で確保した最大規模数

## 「第2部 新興感染症対応編・指標」の概要

### ウ 自宅療養者等への医療の提供(県計画：第3)

項目	コロナ対応時	目標値
病院・診療所	182機関	215機関
薬局	335機関	360機関
訪問看護事業所	27機関	60機関

コロナ対応で確保した最大規模の体制に加え、電話・オンライン診療棟に対応可能な医療機関拡大の取組による上乗せ分を加算。

### エ 後方支援医療機関の確保(県計画：第4)

項目	コロナ対応時	目標値
後方支援医療機関数	67機関	67機関

コロナ対応で確保した最大規模数

オ 医療人材派遣(県計画：第5)

項目	コロナ対応時	目標値
協定締結医療機関数	14機関	42機関
派遣可能人数	67人 医師11人、看護師42人、他14人、 県外派遣可能25人	81人 医師11、看護師56、他14人、 県外派遣可能25人
(1)感染症医療担当事業者	43人 医師7人、看護師31人、他4人、 県外派遣可能14人	56人 医師7人、看護師45人、他4人、 県外派遣可能14人
(2)感染症予防当業務対応関係者	25人 医師5人、看護師12人、他8人、 県外派遣可能5人	25人 医師5人、看護師12人、他8人、 県外派遣可能5人
(3)DMAT	9人	9人
(4)DPAT	—	1人
(5)災害支援ナース	—	10人

協定締結医療機関による派遣可能人員の増加を踏まえ設定

## 「第2部 新興感染症対応編・指標」の概要

### カ 個人防護具の備蓄(県計画：第6)

項目	コロナ対応時	目標値
協定締結医療機関のうち2か月以上分の個人防護具を備蓄する医療機関の割合	52.3%	80%
病院	49.3% (36/73)	—
診療所	53.1% (187/352)	—
訪問看護事業所	50.0% (15/30)	—

国が目標とする医療機関での個人防護具の備蓄率（80%）を設定

### キ 宿泊施設の確保(県計画：第9)

項目	コロナ対応 ~R5.5	目標値 R11
流行初期	—	85室
流行初期以降	370室	370室

【流行初期】 コロナ対応当初の居室確保数

【流行初期以降】 コロナ対応で確保した実稼働ベースの最大規模数

## 6 計画における市庁内の連携等

(1) 有事について（P20：第4章3-(3)等）

全庁的な職員の派遣などの協力体制の検討について定める。

(2) 平時について（P9：第2章第2-1-(4)等）

通常起こり得る感染症の集団発生において、関係部署と連携を図りながら対応すること等を定める。

## 7 その他

現在策定中の盛岡市保健所健康危機対処計画は、保健所として未来の新興感染症による健康危機に対応するためにとるべき行動を具体的に定めた手引き（マニュアル）となるもの。

## 8 予防計画の施行

令和6年4月1日施行